

北九州市国民健康保険運営協議会協議内容（要旨）

【平成14年度 第2回】

- 1 日 時 平成15年2月20日(木) 14:30～16:30
- 2 場 所 市庁舎5階「特別会議室A」
- 3 出席委員
迎会長、石原副会長、濱崎委員、山下委員、富重委員、脇山委員、久我委員、加藤委員、合馬委員、齋藤委員、橋本委員、藤田委員、芳野委員、黒岩委員、松前委員、中野委員、(16名)
- 4 欠席委員
福田(喜)委員、白石委員、今井委員、大庭委員、福田(信)委員、民谷委員、井上委員(7名)
- 5 協議会の効力
「北九州市国民健康保険運営協議会規則」第6条の規定により委員定数(23名)の過半数以上の出席のため、協議会は成立した。
- 6 事務局出席者
山口保健福祉局長、新庄理事、沖保健医療部長、植田保険年金課長
- 7 議題等
 - (1) 平成15年度国民健康保険特別会計予算(案)について
 - (2) 平成15年度「安定化計画」(案)について
 - (3) 北九州市国民健康保険条例の改正について
 - (4) 運営協議会の公開について
 - (5) 報告事項・運営協議会事業視察について
- 8 協議内容（要旨）

議案1:平成15年度国民健康保険特別会計予算(案)について

事務局説明要旨

- ・ 歳入、歳出総額はそれぞれ 99,929,000千円で、対前年比6.8%の増となっている。

- ・ 被保険者数は依然と2%台の伸びであり、平成14年10月の老人保健対象年齢引上げの影響で、老人保健対象者は微減、その分若人・退職者の伸びが大きい。
- ・ 1人当たりの保険料は、医療分は昨年と同額の61,797円、介護分は介護保険費用が増加したことにより16,611円(17.7%増)となった。
- ・ その結果、1人当り医療費は依然として政令市の中で最も高く、一方、1人当り保険料は、政令市の中で最下位となっている。

質 疑

(問) 15年度の保険料収納率はどれくらい見込んでいるのか。

(答) 平成14年度は1月末現在で、90.63%であり、1年前の同時期と比べ0.88%低下しており、大変厳しい状況である。予算上の収納率は95.5%を見込んでいる。これは実現可能な目標収納率として95.5%に設定し、この目標に近づけるように努力している。

(問) 繰入金の中で、平成15年度から保険者支援制度が創設され総額6億3千万円となっているが、市の負担はどれくらいか。

(答) 国が1/2 県・市が1/4の負担で、市の負担額は1億5千7百万円を予定している。

(問) 老人保健の対象年齢が70歳から75歳に引上げられたが、本人の医療費の負担はどうなるのか。

(答) 70歳から74歳までの被保険者の負担も75歳以上の方と同じく、定率1割、所得の高い方は2割となっている。

(問) 1人当たりの保険料(医療分)が据え置きということだが、その根拠は何か。

(答) 今回、様々な制度改正があり、1人当たりの医療費が昨年と同額になったために、従来の原則どおり、保険料を据え置くこととした。

(問) 介護分保険料が17.7%と大幅に増えているが、これについての説明を。

(答) 国保の介護被保険者は40歳から64歳までは、第2号被保険者と呼ばれ、65歳以上は第1号被保険者と言われるが、この第1号被保険者が19%程度伸びていることと、平成12年度に介護制度が始まって3年が経過し、ある程度整備されてきたことなどにより介護保険費用額が大きくなったことが要因となっている。

ただ、今後もこのような率で伸びていくというわけではなく、高齢化率の関係で若干は上がるかもしれないが、このような率で伸びるということはないと考えている。

(問) 保険給付費が昨年度と比べ12.4%伸びているが、診療報酬の引き下げもあり、15年度の給付費はそれ程伸びないと思われるが、どうか。

(答) 制度改正等についても最大限見込んで予算編成しているが、ただ、ここに示している医療費は総額で、リストラ等で、毎年、1万人とまではいかないが、国保の被保険者が増えているため、1人当たりの医療費の伸びがなくても総額は増える。また、老人保健の対象年齢が引き上げになることで、今まで老人保健でみていた医療費の部分が保険給付費の方で増となってくる。そういう要素も合わせたところで予算編成している。

(問) 平成15年2月16日のテレビ報道で、北九州市のことを放送していたが、「北九州の国保制度が冷たい。」とか、「国民皆保険制度が崩壊する。」ようなナレーションがあった。国保制度を理解するように報道機関に伝えてはどうか。

(答) 昨年10月23日に1時間ほど取材を受け、その時にデータのなものも提供し、市のやり方、制度的なことなども十分に説明したが、放送では、市側の説明は十数秒と短く、それに対し被保険者側は「被保険者証」をもらえないということに対して、市の対応は冷たいのではないかといった編集をしている。一昨年、「サンデープロジェクト」という番組で同じような報道をされ、その中で何箇所か問題点があったので、ホームページに掲載し、全国的に発信した。また、報道機関に対して抗議文を送った。ただ、今回は前回ほど偏ったものになっていなかったため、そういった対応は考えていない。

(問) 疾病予防に温泉を利用して効果をあげているところがあるが、北九州でも近頃温泉が出ていると耳にする。この「温泉を利用した健康づくり」を検討してはどうか

(答) 精神的な面というか、癒しというものが「健康づくり」に役立つということで、温泉地で取り入れられていることを聞いている。北九州は高齢化が進んでおり、また、高度医療を提供する医療機関の設備が整っているため医療費を押し上げている。単なる、受診抑制ということであれば、市民にとっても不幸なことである。健康のづくり中で医療の抑制ができるような方法はないかということでの「健康づくり」であり、お年寄りがどのようにしたら社会に参加できるか、そういう仕組み作りをやらなければ問題は解決しない。

(問) 北九州市の国保自体が行う何か画期的な「健康づくり」の事業があれば教えてほしい。

(答) 「健康づくり」は北九州市民全体をどうやるかということであって、国保だけの事業をやるのはなかなか難しい。具体的にどうやるかは、今からそれぞれの所管課が知恵を出し合い、関係機関と協力をしながらやっていくことになる。

(問) 国保として、現在やっている「健康づくり」の事業はどのようなものがあるか。

(答) 成人病の基本検診に対して国保が一部負担の助成を行っているが、こういった現在行っている事業については継続していきたいし、「健康づくり」は市民全体を対象にやっていく。

議案 2 : 平成 15 年度「安定化計画」(案)について

事務局説明要旨

- ・ 昭和 63 年から、「高医療費市町村における運営の安定化」の制度が実施された。
- ・ 北九州市は 15 年度(13 年度医療費実績)も「高医療費市」に指定される見込みで、16 年連続となる。
- ・ 「高医療費市」は全国平均の 114% 以上の市町村が指定を受け、117% 以上になると、国庫負担金が削減される。
- ・ 北九州市の 15 年度見込みは 120% となる見込みである。
- ・ 「高医療費市」に指定されると、医療費水準の是正計画である「安定化計画」を定め実施することとなる。
 - ・ 北九州市国民健康保険平成 15 年度「安定化計画」基本方針は、「北九州市国民健康保険対策会議」及び平成 13 年度に発足した「医療費適正化推進会議」のリーダーシップのもと、平成 14 年度までの各施策の質的な向上を図るとともに、市民への PR や「安定化計画」の実施体制を強化し、医療費の適正化の推進、保険料収納率の向上に努めていく。

質 疑

(問) 保健師を増員するということが、重複受診、多受診についての実例、数字的なものがあれば伺いたい。

(答) 同じ傷病で何箇所もの病院にかかる重複受診とか、病名は違っても数箇所の病院にかかる多受診とかいった世帯があるが、保健師 2 名がそういう家庭を個別に訪問し、健康相談や医者のかかり方などの指導を行っている。13 年度の実績は、重複受診が 732 人、多受診が 83 人、その他が 99 人となっており、2 人で 914 人の被保険者を訪問した。15 年度以降は保健師を倍に増やし、こういった相談業務を強化することとしている。

(問) 患者が医療機関で受診し、診断を受けたら、その診断が本当に正しいのか、その治療方法が適切かということで、ある意味では、重複受診が一方では必要であると言われている。昨年の診療報酬改定で、セカンドオピニオンと外来総合診療の掛かり付け医というシステムが、今崩壊しつつある。

(答) 一般的にセカンドオピニオンというのは、掛かり付けの先生がしっかりと診て、仮

に、その先生のアドバイスに不安があればということである。私たちが議論しているのは、そういった掛かり付けの医者がいなくて不安の解消のために「ハシゴ」をするということが問題で、掛かりつけ制度がしっかりしていれば、そんなに多受診はないと思う。信頼関係があれば、多受診は防げるし、セカンドオピニオンも機能するが、信頼関係がなければ、患者の不安を増幅させて多受診になっていくということになるのではないか。

(問) 2名保健師を増員するということであるが、重複受診者が少し減少するといったものができるなら、この事業は効果があるのでお願いしたいと思う。

(答) どの程度効果がでるのか私共も興味を持っているが、その結果については委員の皆様へ報告したい。

(問) この指針的な「安定化計画」が、この協議会で最終的にどのように決められるのか。

(答) 国民健康保険法の中で、重要事項は運営協議会の意見を参考にすることとなっており、最終的には、議会で市長が予算案を提出し審議されるわけであるが、この「安定化計画」も重要事項であるので、運営協議会の委員の同意を得た上で、厚生労働大臣に北九州市の「医療費適正化対策」を報告したいということである。

議案 3 : 国民健康保険条例の改正について

事務局説明要旨

- 1 関係法令の改正により、内容の変更が生じたもの
 - ・ 特例療養費の廃止
 - ・ 一般被保険者に係る医療分賦課総額の算定方法の見直し(退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金が全額被用者保険負担へ)
 - ・ 法定軽減判定の際の基準所得の見直し(上場株式等に係る譲渡損失の控除規定の延長)
 - ・ 一般被保険者に係る医療分賦課総額及び介護分賦課総額の算定方法の見直し(保険者支援制度の創設及び高額医療費共同事業の法制化)
- 2 医療分保険料の賦課限度額の見直し(賦課限度額を現行の52万円から53万円に引上げ)
- 3 関係法令の改正により、引用条文が条ずれしたもの

上記 1 ~ 3 まで 3 件の議題について承認の議決

議案 4 : 運営協議会の公開について

事務局説明要旨

次の北九州市国民健康保険運営協議会の情報公開に関し次の4項目について協議をお願いします。

- (1) 会議を公開として、一般市民の傍聴を認める。
- (2) 会議の日程・議事等は事前に公開し、また、審議内容についても速やかに公開する。
- (3) 被保険者代表委員については、公募の方法を取り入れる
- (4) 市や議会に対し、市民からの要望・請願・陳情等が提出された場合は、運営協議会に報告する。

討 議

(会長) 市長も公約の中で積極的な情報公開を表明していることも踏まえ、積極的に議論をしてほしい。本日の会議で議論していただき、一定の方向を決めた上、次回の会議で最終的に決議をしたいと思う。それで、何をどこまで公開していくかということであるが、今、事務局が説明した4点について、委員の意見を聞いて、方向を出したいと思う。

(委員) 付属機関の公開に関する要綱に基づき、他の付属機関で既に公開しているところもある。市のこの考え方から情報公開をやっていくことでよいのではないかと思う。ただ、被保険者代表委員の公募については、本市の運営協議会としては今の方法で良いと思う。

(委員) 公募の場合、公募された人の中からどういう基準で委員を選ぶかという難しい問題が生じてくる。大体、他の政令市も本市と同じやり方を取っており、私は今の形で問題はないと思う。

(委員) 会議の公開は良いと思うが、傍聴する人をどういうふうに決めるかという問題についてはいかがか。

(事務局) 一定の会議室でやる以上は、傍聴の人数が多くなり過ぎると会議に支障をきたすということにもなりかねないので、ある程度、人数を制限するということになると思う。その時には抽選にするとかといったことは、傍聴をやるということになった時点で、具体的に委員の皆様にご相談して決めたい。

(委員) 公開の要綱には、会議の開催日の当日に、原則として傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴者を決定するというになっているが、会議室の問題もあるので、事前に抽選しなければならないのではないか。

(事務局) 要綱どおりにやるということではなく、この会議の中で公開するという事になれば、前日までの申し込みの中で先着順にするとか、抽選にするとかといったことも含めて、具体的に相談させていただく。ただ、審議が妨害されるような圧力的な行動は厳に慎まなければならないし、委員の自由な発言を阻害するような傍聴であってはならないと考えている。

(委員) 被保険者代表委員ということで、別な会合で、国保の運営協議会の状況を話し

てほしいといった問題があった場合、どう対応するかということをお申し合わせておく必要があるのではないか。

(委員)たとえば、この委員会の中で公開しないと決めた場合、市の方はそれでよいのか。

(事務局)最終的には、この委員会で審議することなので、委員会が決めればそれはそれで従うが、北九州市としては、できれば公開していただきたい。

(委員)市の基本的な「公開に関する要綱」が既に決められているわけだから、それぞれの協議会の持っている性格があると思うが、公開するために協議会があるのではなく、協議を行うためにあるわけで、それをどのような形で公開するかということで、国保の協議会として運営をしていく上での内規を事務局で出していただいた方がよいのではないかと。

(委員)情報公開は大賛成で、情報公開してほしい。市民の方も傍聴して頂いて、実際には苦労していて他の市よりも市費の負担が大きいというような状況も分かっていた。公募についてはいかななものかと思っていたが、参考のために、公募している市がどういう形で公募しているかが分かれば教えてほしい。

(事務局)公募の方法としては、「市政だより」に公募の内容を掲載し、応募があった方については、面接によって選考するという手順になっている市がある

(委員)今日は、公開をするかしないかの議論で、それ以後のことは事務局の方で考えることであり、賛成か反対かの決をとれば良いと思う。

(会長)4点にわたって整理されているので、最終的に皆さんがどう考えているかということをお聞きしたい。

- (1) の傍聴を認めるということについて、方法をどうするかということについては、まだ、議論があると思うが、原則的に賛成ということではよろしいか。

(委員) 「異議なし」の声

(会長)(2)の審議の日程・議事等は事前に公開し、また、審議内容についても速やかに公開するとのことであるが、基本的には現在行っている議事の要旨を公開するという事務局の考え方で、基本的にはこれで良いと思う。これについてはどうか。

(委員) 「異議なし」の声

(会長)(3)の被保険者代表の公募についてであるが、意見を伺っていると現在の方法で十分ではないかと思うが、何か他に意見はないか。

(委員)そのとおりだと思う。傍聴していただき、それに対しての要望があれば市又は議会に要望することという形で良いと思う。

(会長)できる限り市民の意見を反映させるということで、(4)の市民からの要望・請願・陳情等が市や議会に提出された場合は、運営協議会に報告し、そういうことがあったという情報を提供するということがいいのではないかと。そこで、(3)の被保険者代

表の選出方法は、現行のままでいくということで良いか。

(委員)「異議なし」の声

(会長)それから(4)について、市民からの要望・請願・陳情等があれば、運営協議会に報告していただく。原則的に、皆さんの賛成をいただいたと思う。ただ、具体的にどのような方法で公開していくかという実施方法案を次回、事務局の方で作成していただき、そこで議論した上で決定したいと思う。

(事務局)事務局から1点だけ提案をさせていただく。平成15年度保険料の所得割料率は5月に市県民税が確定してから率が確定するため、本来ならば、その時点で運営協議会を開催して説明しなければならないが、その率に大きな変動がなく、また、緊急な他の議題がなければ、個々の委員に説明するということで進めさせていただければと思うが、どうか。

(委員)「異議なし」の声

報告事項

平成14年度運営協議会事業視察について

実施機関 平成15年1月27日(月)～28日(火)

視察先 京都市

参加者 会長外9名

事業視察概要

- ・ 医療費適正化について
- ・ 保険料収納対策について
- ・ 情報公開について